答申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った公文書一部公開決定は妥当でなく、非公開とした部分を公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 平成31年(2019年)4月22日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、「中川村半の沢のJRリニア工事で排出される残土置場計画の専門家委員会の審議の議事録メモ等のすべての文書のすべての記載部分」について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 令和元年(2019年)5月21日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書(以下「本件公文書」という。)を対象文書として特定し、別表1の「非公開部分」欄に記載の部分(以下「本件非公開部分」という。)を、条例第7条第2号又は第6号に該当することを理由として非公開とする公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和元年7月10日、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件決定により非公開と した部分の全部公開を求め、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述で行った主張は、おおむね次のと おりである。

- 1 「法人出席者の氏名」の非公開について
 - (1) 各会議の冒頭は「事業者あいさつ」まで公開されており、撮影もできる。そのことは公開された文書の座席配置図に一般席、報道席の記述があることからも裏付けられる。非公開部分は、事業主体である法人の社員の名前であることは明らかであり、社員は名札をつけており、傍聴すれば名前を知ることができる。つまり、法人の社員の名前はすでに公開されており、非公開とすることは意味がない。

- (2) 法人社員の名前は、条例第7条第2号ただし書のアの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」そのものである。
- (3) 技術検討委員会は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に盛土の 技術的な側面を検討するものであり、条例第7条第2号ただし書のイの「人の生命、 健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する。
- 2 「議事内容及び議事に関連する資料」の非公開について
 - (1) 本件決定では、条例第7条第6号に掲げるアから才までのどれに該当するのかの 指摘すらなく、法的に非公開理由とするには具体性に欠け、その理由が理解できな い。答申に至っていないことを理由とすることは、静岡県の「中間報告」が一般に 公開されていることからしても、著しく合理性に欠ける。
 - (2) 技術検討委員会の目的は、盛土の安全性について検討することであり、それが公開されることが、「県の事業の適正な遂行に著しい支障になる」としているとするなら、安全性への疑問が会議で指摘され、それが公開されると、事業遂行の足かせになると処分庁が考えていることを証明している。
 - (3) 県民が混乱するかどうかということは情報を公開する側が決めることではない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「法人出席者の氏名」の非公開について
 - (1) 技術検討委員会では、法人の社員は名札を付けているものの、これは委員会出席者に対して氏名を表しているものであり、法人出席者の氏名を含む出席者名簿、配席図を報道機関等に配布していない。また、法人役員の氏名は商業登記簿に登記されており、すでに公にされているといえるが、法人社員の氏名はこのような方法で公にされていない。よって、条例第7条第2号ただし書のアには該当しない。
 - (2) 法人出席者の氏名を公開することによって、人の生命、健康、生活又は財産が保護されるとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書のイには該当しない。
- 2 「議事内容及び議事に関連する資料」の非公開について
 - (1) 会議を非公開で実施したことをもって、それを理由に公文書を非公開としたものではなく、条例第7条各号に該当する部分を非公開としている。

- (2) 条例第7条第6号のアからオまでは「適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれ」 がある典型的な例示にすぎないため、列挙した以外のものについては、「その他当 該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお それがあるもの」に該当するか否かを個別具体的に判断するものとされている。
- (3) 議事内容を公開することによって、委員の率直な意見交換が阻害されるおそれがあり、議事内容に含まれる検討中の情報が、確定情報として一般に流布され、県民の間に混乱を生じさせる可能性があり、最終的な検討結果を説明したとしても、県民に理解を得るために膨大な時間と労力を要する。

また、議事に関連する資料も同様に、検討中の情報が確定情報として一般に流布され、県民の間に混乱を生じさせる可能性がある。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、本件実施機関の職員が、砂防指定地内等における大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会(以下「委員会」という。)に出席したことについて復命するために作成した公文書であり、当審査会で確認したところ、本件公文書の構成及び本件非公開部分の具体的な内容は別表2のとおりである。

委員会は、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構(以下「機構」という。)によって設置された、学識経験者4名からなる専門家会議である。機構は、主要地方道松川インター大鹿線の中川村半の沢において本件実施機関が計画した、リニア中央新幹線工事の建設発生土を利用した道路改築事業の盛土の安全性についての設計照査を受託したことに伴い、主として防災の観点について助言を得ることを目的として委員会を設置した。

別表2の「公文書の構成」欄のうち「説明資料」は、本件実施機関が委員会において事業概要等を説明するために作成し、委員会に提出した資料である。「復命書」及び「説明資料」以外の資料は、機構によって作成された委員会の議事に係る資料である。

3 条例第7条第2号該当性について

本件非公開部分のうち、本件実施機関が条例第7条第2号に該当することを理由として非公開とした部分(以下「本件第2号非公開部分」という。)は、別表2の「公文書の構成」欄の「出席者名簿」及び「配席図」のうち、関係者である法人社員の氏名及び所属等並びに事務局である機構社員の氏名及び所属等が記載された部分である。

本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を非公開情報として規定している。この点、本件第2号非公開部分は、特定の個人の氏名及び属性に関する情報であることから、本号本文に規定する個人情報に該当することは明らかである。もっとも、本号ただし書のアからウまでに該当する個人情報は、本号本文の非公開情報から除くことと規定されており、審査請求人は、本件第2号非公開部分は、本号ただし書のア及びイに該当する旨主張するので、当該部分の本号ただし書該当性について、以下順次検討する。

一般に、公にされており、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しい個人情報は、本号ただし書のアで規定する「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当する。「慣行として」とは、慣習法として法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていることで足り、「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はないものと解されているところ、審査請求人が指摘するように、委員会の出席者全員が毎回名札を着用していたことは、本件実施機関も認めるところである。また、委員会の冒頭、すなわち議事次第のうち、開会あいさつ、出席者紹介及び事業者のあいさつまでは、報道機関を含む何人も傍聴可能であり、撮影も許されていたことについての審査請求人、本件実施機関双方の説明も一致している。さらに、本件実施機関が主張するように、名札着用の目的が委員会出席者に対して自らの氏名等を表すことであったとしても、公共性が高いリニア中央新幹線事業に関連する建設発生土の利用という世間一般の関心が高いと考えられる事項を審議する委員会の公開の場において、名札を着用するということは、出席者には特段自らの氏名等を秘匿する意思がなかったものと推察される。

こうした状況を総合的に判断すると、本件第2号非公開部分の氏名等は、名札の着用によって現に公衆が知り得る状態に置かれていたものと認められる。よって、本件実施機関が非公開とした本件第2号非公開部分は本号ただし書のアに該当し、審査請求人が主張する本号ただし書のイ該当性については判断するまでもなく、公開すべきである。

4 条例第7条第6号該当性について

本号は、「県が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を公開義務の例外として規定している。「次に掲げるおそれ」、すなわち本号のアからオまでの規定はあくまでも「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある典型的な例示にすぎないため、列挙した以外のも

のについては、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを個別具体的に判断するものとされており、いずれにしても、実施機関に広範な裁量権を与える趣旨ではないものと解すべきである。なお、本号の適用に際しては、公開することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案するものとされている。また、公開することによる支障の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものでなければならないとされ、支障のおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないとされている。

本件非公開部分のうち、本件実施機関が条例第7条第6号に該当することを理由として非公開とした部分(以下「本件第6号非公開部分」という。)について、本件実施機関は、本件決定において、別表1のとおり、非公開部分を「議事内容及び議事に関連する資料」とした上で、非公開理由は「非公開で行われている会議で、当該事案は答申に至っていないことから、公開することにより、県の事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」と包括的に記載している。また、理由説明書においても、前述の第4の2(3)に記載の非公開理由を補足したにすぎない。さらに、口頭意見陳述においても、本件第6号非公開部分の記載内容個々についての本号該当性の個別具体的な説明は得られなかった。

委員会が非公開で行われたことをもって、ただちにその議事内容が本号に該当する わけではなく、本件第6号非公開部分の本号該当性については、当該部分の個々の記 載内容に即し、個別具体的に判断されるべきであるから、当審査会は、別表2の「公 文書の構成」欄ごとに、本号該当性について以下順次検討する。

(1) 「復命書」のうち、「打合せ内容」及び「打合せ結果」について

「復命書」は、本件公文書それぞれの最初に添付されている、委員会に出席した本 件実施機関の職員が復命のために委員会の概要を記載した文書である。

まず、「打合せ内容」に含まれる、事業者あいさつの概要が記載された部分については、事業者あいさつが委員会の冒頭公開の場において行われたことは、審査請求人、本件実施機関双方が認めるところであり、当該部分に本号該当性は到底認められない。また、「打合せ内容」及び「打合せ結果」のその余の記載内容についても、打合せの概要が記載されているにすぎず、県の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

(2) 「委員会設置趣旨」及び「委員会規約」について

「委員会設置趣旨」及び「委員会規約」は、機構が委員会の運営等について定めた ものであり、これらが公開されることによって、県の事務事業の適正な遂行に著しい 支障が生じるおそれがあると認める余地はない。 (3) 「準備会意見」、「議事概要」及び「重要な指摘事項」並びに「説明資料」について

「準備会意見」、「議事概要」及び「重要な指摘事項」(以下「議事概要等」という。)は、委員会における委員の意見や委員以外の出席者とのやりとりを機構がとりまとめた文書である。このうち、「重要な指摘事項」については、発言した委員氏名の記載はないが、「準備会意見」及び「議事概要」については、発言した委員氏名が記載されている。

また、「説明資料」は、本件実施機関が計画した道路改築事業における盛土の安全性について、本件実施機関が委員会において事業概要等を説明するための資料であり、当該事業計画に係る位置図、平面図、断面図、現況写真、ボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表等が添付されているほか、「重要な指摘事項」についての検討結果が記載された資料も含まれている。

本件実施機関は、本件決定において、「議事概要等」及び「説明資料」については、一部の表紙及び項目を除く大半を非公開としており、その理由として、議事内容に含まれる検討中の情報が、確定情報として一般に流布され、県民の間に混乱を生じさせる可能性があり、「議事概要等」については、委員の率直な意見交換が阻害されるおそれがあるとも主張する。また、本件実施機関の口頭意見陳述においては、「説明資料」に添付されている「地下排水計画平面図」等を例に挙げ、委員会における複数回の審議を経て、安全性等をより考慮した設計に見直されているとの具体的な説明がされた。

たしかに、本件実施機関が主張する設計が見直されたという事実は確認できるが、そもそも「説明資料」には、資料の一部表紙部分や材料のカタログの写真、現況写真等、明らかに本号に該当しないと判断できるにもかかわらず、包括的に非公開とされた部分が散見される。また、本号に該当するというためには、それらが公開されることにより、県の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあることが要件であり、その「支障」の程度については、実質的なものでなければならないこと、また、「おそれ」については、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないところ、「県民の間に混乱を生じさせる可能性」の程度、ひいては、県の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれの具体的な内容には言及せず、単に一部の設計が見直されているとの本件実施機関の主張のみをもって、「議事概要等」及び「説明資料」の内容が検討中の情報であることを理由に、本号に該当すると認めることはできない。

また、「準備会意見」及び「議事概要」に記載された発言した委員氏名の公開による、委員の率直な意見交換が阻害されるおそれに関し、委員会の設置趣旨は、砂防、地すべり等に関して豊富な知識と経験を有する学識経験者に対し、公正・中立な立場から主として防災の観点についての助言を求めることにあり、各委員が専門的な見地から発言することが前提となっていると考えられる。このような専門家による委員会について、委員のやりとりに加えて発言した委員氏名が公開されたとしても、委員の率直な意見交換を阻害することは考え難い。

よって、「議事概要等」及び「説明資料」全体について、本号該当性は認められな

V,

- (4) これらのことから、本件第6号非公開部分は、すべて公開すべきである。
- 5 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判断 を左右するものではない。
- 6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和元年(2019年) 8月2日 諮問

9月6日 理由説明書受領

9月18日 審議

10月28日 意見書受領

11月19日 審議

12月24日 審査請求人及び実施機関の意見陳述並びに審議

令和2年(2020年) 3月25日 審議終結

(別表1)

	公文書の名称	非公開部分	非公開理由
1)	砂防指定地内における大規 模な土地形質変更に伴う技 術検討委員会		
2	準備会会議議事録 砂防指定地内における大規 模な土地形質変更に伴う技 術検討委員会 第1回委員会(半の沢)会 議議事録	法人出席者の氏名	条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
3	砂防指定地内における大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会 第2回委員会(半の沢)会議議事録	議事内容及び議事に 関連する資料	条例第7条第6号該当 左記事項は、非公開で行われている会議で、当該事案は答申に至っていないことから、公開することによ
4	砂防指定地内における大規 模な土地形質変更に伴う技 術検討委員会 第2回委員会(鳶ヶ巣沢) (半の沢)会議議事録		り、県の事業の適正な遂行に著しい 支障を及ぼすおそれがある。

(別表2)

	公文書の名称	公文書の構成		非公開理由
			非公開部分	
1	砂防指定地内等における大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会 準備会議事録 (H30.9.26 開催) ※資料7を除く	復命書	「打合せ内容」及び 「打合せ結果」	第7条第6号
		準備会意見	項目を除く全て	第7条第6号
		資料1 次第	なし	なし
		資料2 出席者名簿	法人社員の氏名等	第7条第2号
		資料3 配席図	法人社員の氏名等	第7条第2号
		資料4 委員会設置趣旨	全て	第7条第6号
		資料 5 委員会規約・委員 名簿	委員名簿を除く全て	第7条第6号
		資料6 説明資料	全て	第7条第6号
2	砂防指定地内等における大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会第1回委員会(半の沢)議事録(H30.12.13 開催) ※資料6を除く	復命書	「打合せ内容」及び 「打合せ結果」	第7条第6号
		議事概要	全て	第7条第6号
		資料1 次第	なし	なし
		資料2 出席者名簿	法人社員の氏名等	第7条第2号
		資料3 配席図	法人社員の氏名等	第7条第2号
		資料4 準備会の重要な指 摘事項	「重要な指摘事項」欄 のうち、項目を除く全 て	第7条第6号
		資料 5 説明資料	表紙(一部)及び項目 を除く全て	第7条第6号
3	砂防指定地内等における大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会第2回委員会(半の沢)議事録(H31.2.27開催) ※資料5を除く	復命書	「打合せ内容」及び 「打合せ結果」	第7条第6号
		議事概要	全て	第7条第6号
		資料1 次第	なし	なし
		資料2 出席者名簿	法人社員の氏名等	第7条第2号
		資料3 配席図	法人社員の氏名等	第7条第2号
		資料4 第1回委員会の重 要な指摘事項	「重要な指摘事項」欄 のうち、項目を除く全 て	第7条第6号
			項目を除く全て	第7条第6号
4	砂防指定地内等にお	復命書	「打合せ内容」及び	第7条第6号
4	ける大規模な土地形	바 기 E	「打合せ結果」	71 1 75/10 /
	技術検討委員会(鳶 資料	議事概要	全て	第7条第6号
		資料1 次第	なし	なし
	ケ巣沢)議事録	資料2 出席者名簿	法人社員の氏名等	第7条第2号
	(H31. 3. 26 開催)	資料3 配席図	法人社員の氏名等	第7条第2号
	※資料4のうち、鳶ヶ巣 沢の部分を除く	資料4 第1回委員会の重 要な指摘事項	「重要な指摘事項」欄 全て	第7条第6号
		説明資料	項目を除く全て	第7条第6号

[※]本件公文書のうち、鳶ヶ巣沢に係る公文書は請求対象外としている。